

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）一部改正（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準、保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）及び乳児用規格適用食品（表示基準府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準及び保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>